

○桜井宇陀広域連合一般職の職員の給与に関する条例

〔平成9年3月31日〕

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、桜井宇陀広域連合の一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 前条の目的を達成するため、一般職の職員の給与に関する事項の定めについては、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年10月桜井市条例第17号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。